

各論資料

PART1 位置付けについて

PART2 対象者及び給付要件について

PART3 納付額について

<PART 1：位置付けについて>

失業者に対するセーフティネットについて

参考図

失業者に対するセーフティネットとして第二のセーフティネットを構築することが必要。

労働市場

(正規労働者、非正規労働者、自営業者等)

就職

離職

雇用保険制度における給付

第二のセーフティネットにおける
給付・貸付

生活保護制度における給付

自立支援プログラム

雇用保険と緊急人材育成支援事業、生活保護の比較について

	雇用保険	緊急人材育成支援事業	生活保護
給付の目的	労働者が失業して所得の源泉を喪失した場合に、労働力の維持・保全の観点から、求職活動中の生活の安定を支援する手当を支給することにより、その再就職を促進する。	雇用保険を受給できない者等が、安心して訓練を受講することができるよう、訓練期間中の生活を支援する手当を給付することにより、その就職を促進する。	資産・能力等あらゆるものを活用した上でもなお生活に困窮する方に対し、年齢、所在地、世帯構成等を考慮した上で必要な給付を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するとともに、その自立を助長する。
給付金等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者給付 ・就職促進給付 ・教育訓練給付 ・雇用継続給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練・生活支援給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助 ・住宅扶助 ・教育扶助 ・介護扶助 ・医療扶助 ・出産扶助 ・生業扶助 ・葬祭扶助 <p>※これらの扶助基準から算出した最低生活費と収入を比較し、その不足する額を保護費として支給</p> <p>※介護扶助、医療扶助は、原則現物給付</p>
対象者	<p><u>適用要件</u> 週所定労働時間 20 時間以上、31 日以上の雇用見込み</p> <p><u>受給資格要件</u> 離職の日以前 2 年間に被保険者であった期間が 12 月以上あること（倒産・解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかつたこと等による離職者の場合は、離職の日以前 1 年間に被保険者であった期間 6 月以上あること）</p>	<p><u>対象者</u> 雇用保険を受給できない者 (雇用保険の受給資格がない者、雇用保険の受給終了者、自営農業者等)</p> <p><u>所得要件</u> ・主たる生計者であること ・本人年収 200 万円以下かつ世帯全体でも 300 万円以下</p> <p><u>資産要件</u> ・世帯全員の金融資産が 800 万円以下 ・居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと</p>	資産・能力等あらゆるものを活用した上でなお生活に困窮する方
給付額	<p><u>【離職前賃金を基準として一定割合を支給】</u></p> <p><u>基本手当額</u> 1,640～7,685 円</p> <p><u>所定給付日数</u> 90～330 日</p>	<p><u>【定額】</u></p> <p><u>給付額</u> 月額 10 万円（被扶養者がいる場合は月額 12 万円）</p> <p><u>給付期間</u> 2 年を上限</p>	<p><u>【年齢、所在地、世帯構成等を考慮して必要な額を支給】</u></p> <p><生活扶助基準額の例（東京都区部等：平成 22 年度）></p> <p>3 人世帯（33 歳、29 歳、4 歳）の場合 月額 175,170 円</p> <p>単身世帯（30 歳）の場合 月額 84,990 円</p> <p>※児童養育加算を含む水準。なお、上記額に加えて、住宅扶助、医療扶助等が必要に応じ給付される。</p>
財源	<p>雇用保険料（失業等給付分）</p> <p>※一部国庫負担あり</p>	「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）	一般会計 (国が 4 分の 3、地方自治体が 4 分の 1 を負担)

現在の第二のセーフティネットについて

住宅がなく
雇用保険受給資格のある
離職者の方

雇用保険制度による給付

事業主都合等で離職し
0ヶ月～1年

就職安定資金融資

離 職
※平成19年10月1日以降

住宅手当

住宅がなく
雇用保険受給資格のない
離職者の方

事業主都合等で離職し0ヶ月
～1年かつ民間職業紹介事
業者による支援を希望

就職活動困難者支援事業

事業主都合で離職し
0ヶ月～1年

就職安定資金融資

離 職

※平成19年10月1日以降

併給可

住宅手当

総合支援資金貸付

職業訓練の受講による技能
の向上が必要

訓練・生活支援給付
(求職者支援制度)

住宅があり
雇用保険受給資格のない
離職者の方

職業訓練の受講による技能
の向上が必要

訓練・生活支援給付
(求職者支援制度)

離職して1年以上かつ民間
職業紹介事業者による支援
を希望

長期失業者支援事業

離 職

※平成19年10月1日以降

併給可

住宅手当

総合支援資金貸付

※この他、臨時特例つなぎ融資資金事業等がある。

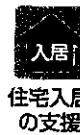
離職により 住宅等にお困りの方のための **支援ガイド**

～新しいセーフティネット～

※日を除く支援は同時に受けすることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、**住宅手当**と**総合支援資金貸付**の併用が可能です。

マークの見方

下のマークは支援の内容を大まかに表したものです



入居
の支援



家賃
の支援



生活費
の支援



就職
の支援

A 就職安定資金融資

事業主都合等による離職に伴い住居を喪失した方に対する、
住宅入居初期費用等の貸付。

支援の概要

貸付額

- ①住宅入居初期費用… 上限**50万円**
(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)
- ②家賃補助費………… 上限月額**6万円×6ヶ月**
- ③常用就職活動費…… 上限月額**15万円×6回**
- ④就職身元保証料…… 上限**10万円**

※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。
※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をし、
その資格取得日の翌月の15日までにハローワークへ
届け出た場合、貸付額の返済が一部免除されます。

お問い合わせ先

ハローワーク



入居
貸付



家賃
貸付



生活費
貸付



就職
貸付

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合等（「解雇」、「雇止め」、「勧奨退職など事業主の働きかけによる自己都合離職（雇用保険の「特定受給資格者」に限る）」）による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方
- ③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方（離職後離婚等により主たる生計維持者となった者を含む）
- ④預貯金・資産がない方
- ⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方（具体的にはハローワークに求職申し込みをし、月1回以上定期的職業相談を受け、常用就職に向けた就職活動を熱心に行うこと）
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦貸付られた就職安定資金を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること

B 住宅手当

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、
賃貸住宅の家賃のための給付。

支援の概要

支給額

賃貸住宅の家賃額

※地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。

例：月**53,700円**

（東京都区市・単身者・収入84,000円以下の場合）

支給期間

原則6ヶ月

一定の条件の下、最大9ヶ月受給可能

お問い合わせ先

地方自治体



次の要件全てに該当する方

- ①平成19年10月1日以降に離職した方
- ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ③離職前に主たる生計維持者であった方（離職後離婚等により主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額である方
 - 単身世帯 : 8.4万円に家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満
 - 2人世帯 : 17.2万円以内
 - 3人以上世帯 : 17.2万円に家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）を加算した額未満
- ⑤申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方
 - 単身世帯 : 50万円 複数世帯 : 100万円
- ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行なう方

※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援、求人への原則週1回以上の応募等が必要です。

C 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、
住宅入居費等の資金の貸付。

お問い合わせ先

市町村社会福祉協議会



支援の概要

貸付額

①生活支援費

二人以上の世帯… 上限月額**20万円**
単身世帯……… 上限月額**15万円**
(最長1年間)

②住宅入居費……… 上限**40万円**
(敷金・礼金等)

③一時生活再建費… 上限**60万円**

連帯保証人 原則必要

利子

無利子

連帯保証人を立てない場合は
利子年1.5%

次の要件全てに該当する世帯へ貸付を受ける権利が認められます。

- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

D 訓練・生活支援給付

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、
訓練期間中の生活費等の給付。

お問い合わせ先

ハローワーク



支援の概要

支給期間 職業訓練期間中

支給額 単身者の方………月額**10万円**
被扶養者のいる方…月額**12万円**

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」
を利用することができます。

単身者の方 : 上限月額**5万円**
被扶養者のいる方 : 上限月額**8万円**

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

E 臨時特例つなぎ資金貸付

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。

お問い合わせ先

市町村社会福祉協議会



支援の概要

貸付額 上限10万円

連帯保証人 不要

利子 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度(雇用保険求職者給付、住宅手当、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、生活保護)又は公的貸付制度(就職安定資金融資、総合支援資金貸付、長期失業者支援事業の生活・就職活動費)の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

お問い合わせ先

ハローワーク



支援の概要

支援期間 3ヶ月

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・住居の提供(家賃無料。光熱水費等は自己負担)
- ・「生活・就職活動費」(月額10万円×最長3回)の支給など住居・生活支援
- ・就職後の職場定着のためのサポート

※実施していない都道府県もあります。

※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件全てに該当する方

- ①倒産・解雇等又は期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと(その者が更新を希望した場合に限る)による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
- ③雇用保険の受給資格がない方
- ④常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
- ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

G 長期失業者支援事業

お問い合わせ先

ハローワーク



長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援
(生活費等の資金の貸付も可能)。

支援の概要

支援期間 6ヶ月

四半期に1回(5月、7月、10月、1月)開始予定

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・就職後の職場定着のためのサポート

貸付額 労働金庫による「就職安定資金融資(長期失業者)」の「生活・就職活動費」の貸付(上限月額15万円×6回)

※実施していない都道府県もあります。

※ご希望の方は、まず最寄りのハローワークへお電話にて実施状況をご確認下さい。

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ⑧平成21年度以降、本事業による支援を受けていない方

※貸付を希望しない方の場合、④～⑧は問いません。

※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。

<PART 2：対象者及び給付要件について>